

令和3年3月18日

被害児童保護施策の取組状況

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【1】

【該当する骨子】

- 被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

- 児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等）
- 児童家庭支援センターにおける被害児童への支援
- 児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施

【取組の詳細】

- 児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等）
 - ・ 児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等の支援を実施。【参考：児童相談所における児童買春等被害相談対応件数 令和元年度（平成27年度）20件（45件）】
 - ・ 児童相談所における適切な支援を行うための体制強化として、令和元年6月に成立した児童福祉法改正により、児童心理司の配置基準の法定化や医師及び保健師の配置義務化、指導・教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の任用要件の見直しを行う。（令和2年4月1日施行）加えて、専門職の配置をするため、必要な支援を講ずる。
 - ・ 近年増加する児童虐待への対応をより適切に行うため、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を決定し、児童福祉司を2022年度までに2,020人程度増員するなどしている。
（令和2（平成28）年4月1日時点の配置状況）（※児童福祉司は任用予定含む。）
児童福祉司 4,553人（3,030人）、スーパーバイザー829人（511人）、児童心理司 1,800人（1,329人）、保健師 1803人（101人）
- 児童家庭支援センターにおける被害児童への支援
 - ・ 平成30（29）年10月1日時点で全国127か所（122か所）に児童家庭支援センターを設置し、被害児童やその家族も含めた地域の家庭や里親等に対し、施設退所後の家族再統合への支援や見守り等、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を実施。
- 児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施
 - ・ 平成30（29）年10月1日時点で全国98か所（90か所）の乳児院、548か所（547か所）の児童養護施設、123か所（124か所）の母子生活支援施設、47（49）か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施。（児童入所施設措置費等 令和2年度予算額 135,273,327千円の内数）

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【2】

【該当する骨子】

- 被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

- 性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施

【取組の詳細】

- 性的被害を受けた児童への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施
 - ・ 平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、児童相談所の児童福祉司等の研修受講義務化を行い、研修の到達目標の中に「子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる」、「児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる。」等の児童買春、児童ポルノ被害等の性的被害について理解を求める項目を盛り込み、児童相談所職員等の職員の専門性の向上を図った。
 - ・ 児童相談所における支援が適切に行われるよう、都道府県において、児童相談所職員等を対象に、児童虐待（性的虐待を含む。）に関する研修等を実施し、その専門性の向上を推進。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 令和 2 年度予算額 18,266,193 千円の内数）【参考：平成 2 年度交付申請決定ベースの専門性強化事業実施自治体数 94】
 - ・ 子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかし（※）において、児童相談所等で虐待対応に携わる者等を対象として性的虐待を含む児童虐待への対応にかかる専門研修を実施した。（虐待・思春期問題情報研修センター事業 令和 2 年度予算額 18,266,193 千円の内数）
 - ・ 子どもの虹情報研修センターが実施する研修の受講者数：1,683 人（平成 30 年度）
 - ・ 西日本こども研修センターあかしが実施する研修の受講者数：599 人（令和元年度）
- ※ 児童虐待問題や非行等の思春期問題について、研修や研究等を通じ、児童相談所等関係機関の専門性の向上を図ることを目的とする機関。平成 14 年度設立。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【3】

【該当する骨子】

- 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

【取組の概要】

- 医療機関等専門機関との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
- 児童の負担軽減に向けた児童相談所、警察、検察の連携による聴取の実施

【取組の詳細】

- 医療機関等専門機関との連携の推進
 - ・ 虐待を受けた児童が深刻な身体的・精神的問題を抱えている事例や、刑事事件として司法の関与が必要となる事例等について、児童相談所等が医療機関や弁護士等から助言を受けるなど、専門機関との連携を推進。(児童虐待・DV対策等総合支援事業 令和2年度予算額 18,266,193千円の内数)【参考：平成2年度交付申請決定ベースの医療的機能強化等事業 41自治体、法的機能強化事業 185児相】
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・ 性的虐待を含む児童虐待等への対応について、児童相談所、市町村、児童福祉施設、学校、警察等の関係機関が情報を交換し、連携して支援を行うために市町村に設置される要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）について、平成28年5月の児童福祉法改正により、要対協の調整機関の専門職（調整担当者）の配置及び研修受講の義務化を行った。さらに、平成30年12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、要対協の活性化を図り、地域連携体制の充実を図るため、2022年度までに全ての市町村で、要対協の調整機関に常勤の調整担当者が配置されることを目標として定めたほか、令和元年度より、調整担当者の人件費について地方交付税措置を講じることとした。また、令和元年6月に成立した児童福祉法改正により、関係機関等は、地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合に、これに応ずるよう努めなければならないこととされた。
 - ・ 要対協の構成員の専門性向上のため、研修を実施する取組などを支援し、要対協の機能強化を図った。(子ども・子育て支援交付金 令和2年度予算額 145,345,433千円の内数)
- 性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
 - ・ 子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて、児童相談所等で虐待対応に携わる者等を対象として性的虐待を含む児童虐待への対応にかかる専門研修を実施した。(虐待・思春期問題情報研修センター事業 令和2年度予算額 18,266,193千円の内数)
 - ・ 子どもの虹情報研修センターが実施する研修の受講者数：1,683人（平成30年度）
 - ・ 西日本こども研修センターあかしが実施する研修の受講者数：599人（令和元年度）

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【4】

- 児童の負担軽減に向けた児童相談所、警察、検察の連携による聴取の実施
 - ・ 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接等を実施することで、調査や捜査の段階で子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないことにより、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもの心理的負担の軽減を図った。（平成27年10月～令和元年12月の実施件数：4,278件）※令和2年3月末までの報告に基づくもの

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【1】

【該当する骨子】

- 被害児童に対する保護活動
- 被害児童保護に関する関係機関との連携協力体制の強化

【取組の概要】

- 児童相談所との緊密な連携

【取組の詳細】

- 児童相談所との緊密な連携

- ・ 要保護児童への対応

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した場合は、児童の安全確保を最優先としながら児童相談所への確実な通告を実施。

また、児童相談所から児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する通報を受けた場合、相互連携による適切な対応を推進。